

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者にかかる最低工賃額

下表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

| 工 程 | 規 格 | 金 額 |
|-------------|--------------------|------------------|
| 身返し端まつり(千鳥) | 針目が3センチメートル間隔に5針以上 | 3センチメートルにつき 9円 |
| 身返し星入れ | 針目が3センチメートル間隔に3針以上 | 10センチメートルにつき 12円 |
| すそまつり | 針目が3センチメートル間隔に4針以上 | 20センチメートルにつき 10円 |
| スナップ付け | | 1組につき 12円 |
| かぎホック付け | ウエスト用 | 1組につき 21円 |
| | ウエスト用以外 | 1組につき 16円 |
| ボタン付け | 根巻きあり カボタンあり | 1個につき 14円 |
| | 根巻きあり カボタンなし | 1個につき 9円 |
| | 根巻きなし カボタンなし | 1個につき 6円 |
| 鎖系ループ付け | 鎖系ループ作りを含む | 1か所につき 9円 |
| | 鎖系ループを含まない | 1か所につき 3円 |
| ベント止め | ×印しつけ止め | 1か所につき 10円 |
| ベントまつり | 針目が3センチメートル間隔に7針以上 | 10センチメートルにつき 12円 |
| ブリーツしつけ | ×印しつけ止め | 1か所につき 13円 |
| 見返し裏まつり | 針目が3センチメートル間隔に4針以上 | 10センチメートルにつき 18円 |
| そで付け裏まつり | 針目が3センチメートル間隔に7針以上 | 10センチメートルにつき 12円 |
| そで口裏まつり | | 10センチメートルにつき 16円 |
| ファスナー裏まつり | | 10センチメートルにつき 10円 |
| 襟付けまつり | | 10センチメートルにつき 8円 |
| ウエスト裏まつり | | 20センチメートルにつき 21円 |
| 肩パット付け | | 1組につき 23円 |
| カフス付け | | カフスカバーまつりかんぬき止め |
| 襟付け | えりカバーまつりかんぬき止め | 1枚につき 25円 |
| 襟づくり止め | | 1枚につき 9円 |
| 糸くず取り | | 1枚につき 18円 |

4 効力発生の日

平成21年5月27日